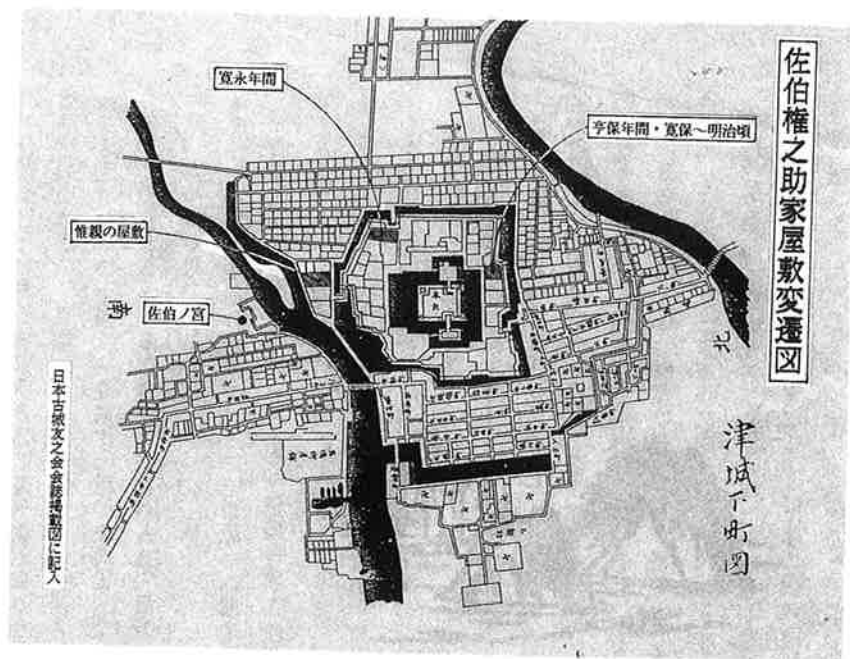


津藩佐伯権之助家風聞

司 哲 郎

(会員・神奈川県相模原市相原)

原稿を書するにあたり、緒方駿郎・御手洗一而両先生のご教導を載いたことを感謝申し上げます。



一 惟定仕官 藤堂高虎との縁

戦国末期の武将、そして佐伯の主であった権之助家の祖惟定は、いかなる所以で藤堂家に任えたのだろうか。

直接の因は、文禄二年五月、主大友吉統が朝鮮での失態を機として秀吉の怒りをかい、国除となった為である。この機会を目利の高虎がはおっておく訳はなかった。

この時、高虎は禄二万石、大和中納言家百万石の家老として、秀長の遺子秀保の後見人を勤めている。同時に秀吉政権の舟奉行として、肥前名護屋に駐留、朝鮮への兵員・糧食の輸送及び護衛に当たっていた。高虎にとつては、迅速強力な水軍とも関りのある勇将惟定を迎える事は文字通り渡りに船であり、戦力倍増の有力武将の人事であった。

藤堂藩功臣年表に、佐伯権佐 文禄二年仕 五百人扶持とある。

惟定と高虎の出会い、天正十五年、秀吉の島津討伐の折だった。一方は秀長軍の旗頭として、また、一方はその案内役として、恐らく、一目で互いの実力・器量を認めあった事だろう。

本領佐伯を去るにあたり、惟定が名護屋・壱岐・朝鮮を忙しく立ち働いていたとすれば、残された一族の何割かは、古より縁の深い宇和島辺りに、とりあえずよつたではなかるうか。近辺の宇和には野村の緒方氏といわれる同族が強い基盤を築き上げている。

この宇和島であるが、元和以前は板島と呼ばれていた。その近くは、古来から水軍の伝統をも有していたと言われる佐伯一族の、当時の勢力圏・生存圏でもあった。

惟定が高虎の客分となり、やがて惟定の勢力範囲でもある宇和島へ高虎が抜擢される。今度は七万石、秀吉直臣の身分として。文禄四年七月の事である。

この辺りは海上の要衝だった。

両雄のこの結びつきだが、前後の状況からどうやら秀吉の対九州戦略の意向が働いた結果のようである。

即ち、豊後の主大友吉統は、朝鮮で敵に後ろを見せた腰抜けと、このような口実で没国とし、その領地を分割骨抜きにして、手飼いの武将たちに統治させる。何故なら、豊後は瀬戸内文化圏にも分類され、国力・文化共に当時の先進国である。所謂、地政学という九州のハートランドに相当するのであるから。

そして、佐伯はその喉元にあたる。

秀吉政権の手法として、大友遺臣の優秀な武将たちは淘汰し、必要な者は己が勢力組織に組み込む。特に、惟定とその一統を高虎により懐柔・統御しつつ利用する事は、確実に九州の首根っこを抑える事に繋がる。

秀吉にとって、要衝豊後水道の制海権と周辺地域を抑えておく事は、九州の安定にどうしても欠かせぬ原則だった筈である。特に、佐伯と南予を抑えておくことは、対島津牽制に於て有効この上ない。

それは佐伯を取れなかった島津軍が、迫り来る秀吉の大軍に対し、防衛戦を大幅に後退せざるを得なかった事実を見ても明らかである。

秀吉の朝鮮出兵中の文禄元年、島津一门をも巻き込んで梅北の乱が起っているが、これに表される様に、島津は完全に服してはいなかった。南予宇和島を豊後佐伯の一方の兵站地と考え、佐伯と併せて水軍に於ける島津の抑止水域とみればその有効性も一層理解出来よう。

更に、対島津戦に実績のある人物を組み合わせ配することは、島津を主とする九州諸勢力に対し、心理的牽制となる。高虎と惟定は、日向高城目白坂戦等乾坤一擲の

島津討伐戦において高名を轟かせている。高虎は軍功により一万石加増、都合二万石、正五位下佐渡守となる。一方、惟定も一連の武功に対し、秀吉より感状三通を賜わるなど激賞されている。

地の利・人の利、両雄を組み合わせることは、秀吉にとって非常に利が大きい。秀吉が九州平定直後、高虎に長崎駐留を命じ、九州諸国を探索させたのもその布石とも考えられるのである。

しかし、大功を挙げたとはいえ、佐伯一族は地縁・血縁を強固に持つ。それは中央集権体制の確立を目指す秀吉の政策には、全くそぐわない点だった。つまり、佐伯一統は、固い絆の本領から離され、秀吉臣下の高虎という人物の懐に入り、懐柔・監視・利用されることによつて、秀吉政権に組み入れられ、存続を許されることになるのである。

かくして、時の流れに、幾世を通して豊後に栄えた権之助家は、佐伯を離れるに至る。

二 神秘と怪異

慶長十三年、今度は対豊臣の意向を受けて、藤堂藩が

伊勢二十二万石（後三十二万石に増封）に転封された時
惟定も、長田・高畑・衛藤氏等、その臣下と共にこれに
従った。

『草陰冊子』なる書によると、現津市岩田の佐伯町は
その折惟定が、この地を賜った故、この町名が生じたと
いう。また、宇西浦には俗に佐伯の宮と云う姫嶽大明神
を祀った神社があった。佐伯家来住の折、祖神を移し奉
ったのである。境内にある樹木は、濫りに折ると祟りが
あるといつて恐れられていた。

明治の末、大市神社に合祀されたこともあり、その時、
小祠はそのまま放置され、荒れるにまかされていた。と
ころが昭和の初期になって、この辺りに洪水・火災・伝
染病と災厄が相次いで起き、地元の人の間では「これは
竜神マコ様の崇りに相違ない」との噂が広まり、慌ててお祓
いをするなど騒動をともなった。小祠は今も、密かに某
神社に安置されてある（倉田有武氏述記）。

俗伝に、佐伯の人々は蛇神の末であるといい、様々な
怪異を伝えている。例えば、元和五年己未十一月二十日
佐伯惟重の脇の下から鱗が一枚出たとか、前の惟定の時
は三枚出たというようなことである（柵牟礼実録）。

この佐伯の人々の祖神姫嶽大明神の御神体は巴作りの
太刀であったという。

「大蛇より佐伯惟基母堀川大納言の息女に譲りし太刀也」
とある（大友興廢記）。

この太刀の怪異を柵牟礼実録より抜き出すと、
「高次（二代藩主）此太刀を一覧の望ありて辞退し難く
寛永三年十月十日夜、亥刻に惟重太刀を城中に持参す。

高次直ちに手を掛けることを憚り杉原一枚手にしき、太
刀を取抜かんとすれ共抜けず。其時、惟重請け取り抜き
て渡さんとする時、座の板敷崩れ落ちて座中五六人卒倒
す。上下肝を冷し、奇特を感じ、其後土器を出し、太刀
祝いありて、盃を惟重に始まらすべしと宣ふ。佐伯惟重
は祖神姫嶽大明神の御盃なりと、高次雑談ありしとかや」
とある。

その後代を経、この太刀はどうなったかというところ、
「富尾宮（憤死せる惟定祖惟治の怨霊を祀る）へ奉納し
神爾となられしと云ふ」
とある。

斯くの如く、佐伯の人々の身体的特徴に関するもの、
刀槍に関するもの、事にあたったの気象等の異変など様

々に怪異が伝わっている。

『津市史』三巻に、桑名藩の佐伯家にも同様な怪異を伝えているとあり、佐伯氏には不思議な逸話が多い。

これらの記事は、思うに人心収攬の企図を以て伝説を利用した佐伯氏の、豊後以来の伝統の名残なのであろう。豊日誌に

「大神の諸族、事を姫嶽に託し 民を蟲惑して、遂に以て数郡を涼有す」

とあって、大神の諸族が伝説を利用していたことが推量される。

三 各代当主

最後に藤堂藩仕官以後の各代当主について判明している一部を紹介して、締めくくりたい。

権之助家各代当主は姫嶽大明神より代を数えているらしい。二十四代惟定・二十五代惟重・二十六代惟寿。ここで権之助家一時断絶すともいわれるが、その由緒を考慮されたのだろう、族子惟信（実は伊賀城代藤堂采女二代元住二子惟重再甥、後江戸家老）を以て名跡を継がしめたようである（柵牟礼実録・野村郷土誌・采女系図等）

二十七代惟信・二十八代惟貞。

晩年の高虎側に常勤したという惟重のころ迄は、津城内郭、伊賀口御門の近くに屋敷を賜り、四千五百石を領していた（津城下絵図・宗国史等）。

その後、分家、また、族子の家嫡等あり、惟貞のころは千石になっていた。与力を預り勤仕して、享保十七年八月に卒したという。

二十九代・三十代は、今の藤縁の人々の間では、各々惟晴・惟親と伝えられているが、その根拠に問題のあることも判明しており、今の時点では不明としたい。

一説に、二十九代として惟英の名も伝えられている。

三十一代は惟慶といった。これは縁戚玉置佐右衛門家（当時弓頭 津附）家譜に記録がある。この人は、はじめ惟徳と称したが、後、古の縁組にちなんでか惟慶と改めている。寛政二年十月卒。

このころも、同じく津城内郭に屋敷を賜っていたが、その位置は北の掘端に面した中川蔵人邸の隣に移っている。現在の津裁判所の辺りだという。

当屋敷のことか確証はないが、邸内は老木に囲まれた五十坪ほどの区画があり、その中央に土蔵があったそう

だ。ここには佐伯重代の家宝が納められており、その周
りには蛇が多数棲んでいたという。これは祖先の因縁に
より蛇を殺すことを忌んだ故であった（緒方系図考・玉
置家伝・津城下絵図）。

三十二代は惟章、実は梅原家の人。梅原家は『柳宮婦
女伝系』によれば、春日局の姪が嫁いだ由緒のある家と
伝える。鎗奉行・鉄砲頭・御用人として活躍した。此の
辺りになると禄高も更に減じ、六百石程となっていたが
比較的格式も高かったようだ。この文政ごろには藩内の
佐伯姓の家は七家となっている。（分限帳等）

三十三代は惟晴。席寄合を経、後、御用人を勤めた。

その後は、伊賀城代家老日誌『庁事累編』を見ると、
嫡子惟泰が天保九年に卒したので、采女分家、席津附番
頭藤堂伊織家より左馬郎を迎えている。

明治のころは、惟一という人が当主だったようだ。昭
和初年ごろは既に津を引き払っており、此のころの当主
は惟幸といった。尾立維孝という高名な大神氏研究家は
惟幸氏へ面会、所蔵の刀剣・姥嶽大菩薩縁起佐伯氏系図
等を実現されたそうである。（緒方系図考等）。

現在の当主は残念ながら知らない。しかし、都内にそ

れらしき家があるということを知っている。

